

時代区分Ⅳ (1)-②日韓両政府の抗議の応酬に関する資料

竹島領有の正当性を示す日本政府の見解 第1回(1953年7月13日)

No.52 外務省記事資料 竹島に関する日本政府の見解

報H29/P16

資料概要

1953年(昭和28年)7月13日、日本政府は竹島領有の正当性を主張し、韓国に対して、口上書をもって反論した。この資料は同口上書の発出の翌日(7月14日)に日本国外務省が対外的に発表した、当該口上書と同内容の記事資料である。これ以降この口上書を含め4回にわたって日韓両政府間で領有根拠等に関する見解を添付した口上書の往復が行われた。

この口上書において、古来、日朝のいずれかが、より明確に竹島を認識し、領有してきたかという歴史的な論点、1905年(明治38年)の竹島の島根県編入とその後の実効支配についての国際法的な論点、戦後の日本領土の確定過程についての論点、の三つの論点をもって日本の竹島領有の正当性を主張した。

内容見本

一、本件につき論述するに際し、まず、古く竹島又は磯竹島と称していたのは、鬱陵島のことであり、今日の竹島は松島として知られていたという事実を想起する必要がある。

(略)

三、このように、日韓両国の間で紛争のあつたのは、すべて鬱陵島のことであつて、今日の竹島が両国の間で問題となつたことはない。

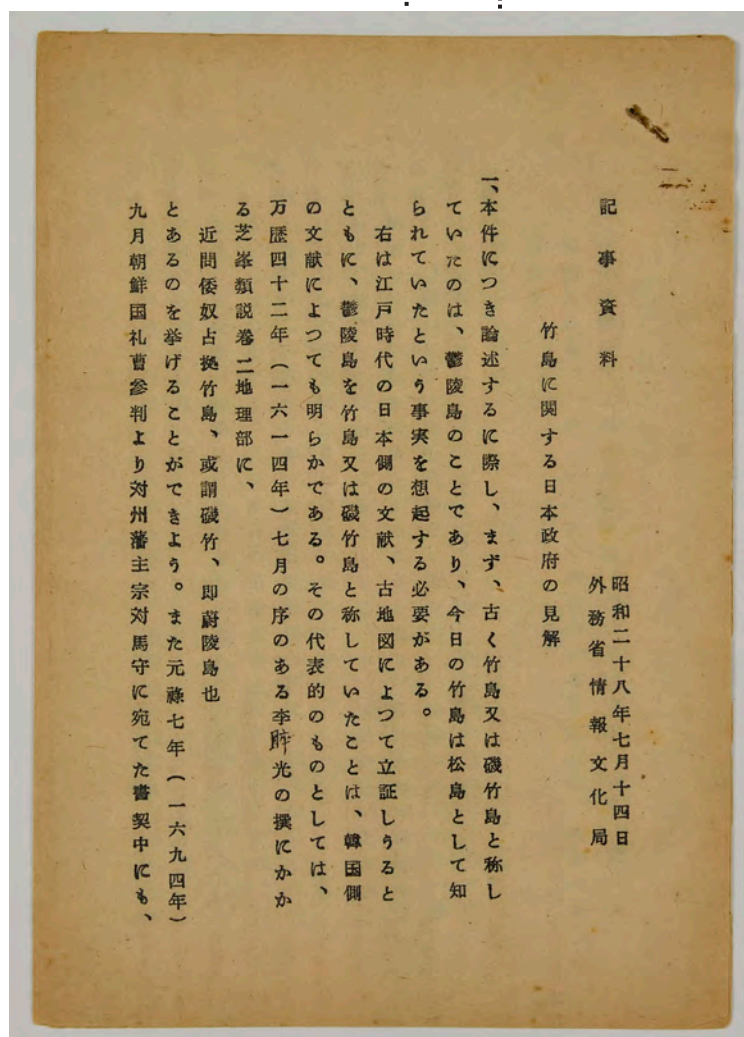
四、一方今の竹島は古く松島の名によつて、わが国に知られ、その版図の一部と考えられていたことは、文献、古地図等からも明らかである。

五、以上の歴史事実はさておいても、竹島が日本の領土であることは国際法上からみても何等疑問の余地がない。

近代国際法の通念によれば、凡そ一国が領土権を確立するためには、領土となす国家の意思とこれが有効的経営を伴うことが必要であるが、これを竹島についてみるに、日本政府は日韓併合に先立ち、既に明治三十八年(一九〇五年)二月二十二日附島根県告示第四〇号をもつて同島を島根県所属隠岐島司の所管に編入すると同時に、中井養三郎は[と称する一日本国民が]日本国政府の正式許可を得る[て]同島に漁舎を構えて人夫を移し海驢漁猟の経営に着手し、爾来今次戦争発生直前まで日本国民によつて有効的な経営がなされてきたのである。

この間諸外国から同島の日本帰属について問題とされたことはない。

(略)



所蔵：島根県立図書館

作成年月日	1953年(昭和28年)7月14日
編著者	外務省情報文化局
発行者	-
収録誌	-
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県立図書館
利用方法	島根県立図書館で利用手続きを行う

政府が採漁伐木のための渡島を禁止したのも鬱陵島であつて、今日の竹島ではない。

三、このように、日韓兩國の間で紛争のあつたのは、すべて鬱陵島のことであつて、今日の竹島が兩國の間で問題となつたことはない。

四、一方今の竹島は古く松島の名によつて、わが国に知られ、その版図の一部と考えられていたことは、文献、古地図等からも明らかである。

五、以上の歴史事実はさておいても、竹島が日本の領土であることは国際法上からみても何等疑問の余地がない。

近代国際法の通念によれば、凡そ一國が領土権を確立するためには、領土となす國家の意思とこれが有効的經營を伴うことが必要であるが、これを竹島についてみるに、日本政府は日韓併合に先立ち、既に明治三十八年(一九〇五年)二月二十二日附島根県告示第四〇号をもつて同島を島根県所屬隱岐島司の所管

に編入すると同時に中井養三郎は日本國政府の正式許可を得る同島に漁舎を構えて人夫を移し、海驕漁獲の經營に着手し、爾來今次戰爭發生直前まで日本國民によつて有効的な經營がなされてきたのである。

この間諸外國から同島の日本屬屬について問題とされたことはない。

六、終戦後連合軍總司令部は、日本國政府に対し、一九四六年一月二十九日附覚書SOAPIN第六七七号をもつて、日本國政府が竹島に対して政治上または行政上の権力を行使すること及び行使しようとして企てることを停止するよう指令したが、同覚書は竹島を日本の領域から除いたものではない。即ち同覚書第六項は「この指令中の条項は何れもボツダム宣言の第八条にある小島嶼の最終的決定に関する連合國側の政策を示すものと解釈してはならない」とことわり、同覚書は決して竹島を日本の領域